

保険医療機関、保険薬局
訪問看護ステーションの皆さまへ

令和4年1月診療分（3月振込分）より 当座口振込通知書の様式が変わります。

令和 年 月 当座口振込通知書

様式第30号

保険医療機関等コード	保険医療機関等名
------------	----------

振込銀行名

国民健康保険

区分	件数(件)	点数(点)		決定額(円)	過誤調整額(円)	確定額(円)	
		療養費(円)					
国保							
退職							
公費							
地単							
合計							

その他（重障老人健康管理事業・医保福祉医療費費・各種健診・各種予防接種・京都市国保学童歯）

区分	件数(件)	決定額(円)	過誤調整額(円)	確定額(円)
重障老人健康管理事業分				
医保福祉医療費分				
各種健診分				
各種予防接種分				
京都市国保学童歯分				
合計				

国民健康保険 確定額 + その他 確定額

後期高齢者医療

区分	件数(件)	点数(点)		決定額(円)	過誤調整額(円)	確定額(円)	
		療養費(円)					
後期							
公費							
合計							

後期高齢者医療 確定額

上記のとおり貴口座へ振込みましたのでご通知いたします。 令和 年 月 日

京都府国民健康保険団体連合会理事長

- 決定額・過誤調整額・確定額に食事療養費が含まれます。
- 過誤調整額は、過誤調整結果通知書（過誤・再審査）にて、ご確認ください。なお、件数・点数には、過誤再審査分が含まれます。
- 地単とは地方単独事業の福祉医療等（法別：41、43、44、45）のことをいいます。
- 国保（退職含む）又は後期と公費（地単）併用明細書については、双方に件数、点数が計上されます。
- 重障老人健康管理事業については、前月請求分の確定額となります。

【歯科】

- 京都市国保学童歯は「国保」に7割分、「京都市国保学童歯」に3割分が計上されます。
- 京都市国保学童歯の件数は、再掲分となります。
- フッ化物塗布費等は「各種健診分」に計上されます。

※この通知書は所得税申告の際必要ですので大切に保管して下さい。

※裏面もご参照ください。

京都府国民健康保険団体連合会

Q&A

Q1. 通知書に表示される年月は何の年月ですか。

A1. 診療年月を表示します。（例：令和4年3月に送付する当座口振込通知書は、令和4年1月と表示）

Q2. 国保・後期区分の点数（点）と療養費（円）の二段表示は何ですか。

A2. 医科、歯科、調剤薬局については点数を、訪問看護ステーションについては療養費の費用額を表示します。

Q3. 一部負担金減免分も集計されますか。

A3. 請求分は決定額に、過誤分は過誤調整額に集計します。

Q4. その他区分の医保福祉医療費分は何が表示されますか。

A4. 「④③④④福祉及び子育て支援医療費請求書」で請求された福祉医療費分を表示します。

Q5. その他区分の各種健診分と各種予防接種分の振分けはどのようになりますか。

A5. 【各種健診分】

生活保護健康診査、介護予防検査、青年期健康診査、妊産婦健康診査、フッ化物歯面塗布、歯周疾患・後期歯科健診、子宮頸がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診、風しん抗体検査、肝炎ウイルス、ABC検診、新生児聴覚検査分を表示します。

【各種予防接種分】

DPT-IPV（4種）、DPT（3種）、DT（2種・1・2期）、不活化ポリオ、麻しん（1・2期）、風しん（1・2期）、風しん（任意）、MR（1・2期）、日本脳炎、高齢者インフルエンザ、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌、高齢者用肺炎球菌、水痘、B型肝炎、BCG、風しん第5期、ロタ分を表示します。

Q6. 振込額はどこを見ればよいですか。

A6. 【国民健康保険 確定額+その他 確定額】と【後期高齢者医療 確定額】の合算額が指定口座へ振り込まれる額となります。

お問い合わせは、

弊会の各行政区担当へお願いします。